

○農林水産省告示第八百八十一号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成十一年農林水産省令第六十九号）第一条第三項第七号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める農薬を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

農林水産大臣 森山 裕

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第一条第三項第七号の農林水産大臣が定める農薬は、有機農産物の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百五号）別表二に掲げる農薬（有効成分が化学的に合成されていないものに限る。）とする。